

委託仕様書

1 委託名

箕面市立郷土資料館展示制作業務委託

2 委託場所

第二別館 箕面市船場西三丁目8番22号

3 目的

本仕様書及び別紙図面「第二別館郷土資料館（展示制作委託業務）」に基づき、箕面市立郷土資料館における展示物等の制作及び設置を行うことを目的とする。

4 委託期間

本業務の委託期間は、契約締結の日から令和6年3月19日（火）までとする。

5 委託内容

(1) 仮設作業

造作制作及び設置に伴う墨出しや建物の養生等を行う。

(2) 展示造作・展示ケース制作及び設置

展示ケース、展示什器、造作壁等の制作及び設置を行う。

(3) 模型・造形制作及び設置

模型・造形の制作及び設置を行う。

(4) 映像・音響システム制作及び設置

映像音響システムの制作及び設置を行う。

(5) 映像・音響コンテンツ制作

映像音響コンテンツの制作を行う。

(6) グラフィック・サイン等の制作及び設置

解説グラフィック、展示キャプション等の版下データ制作及び出力設置を行う。

(7) 電気照明の設置

演出用の照明器具設備等の設置調整を行う。

(8) 展示パーツ

展示演示具などのパーツの制作を行う。

6 留意事項

(1) 業務の実施に当たっては、発注者及び建築改修工事の請負者及び引越し業者と意思疎通を図ることとし、設計内容・業務区分・スケジュールの調整及び確認を行う、随時調整するものとする。

(2) 受注者は展示制作にあたり、本仕様書のほか別紙図面「第二別館郷土資料館（展示制作委託業務）」に従い履行する。

(3) 展示制作にあたり発注者から提供する資料に係る著作権、肖像権は、発注者側

において処理を行うものとする。

- (4) 受注者は展示制作にあたり、デザインや詳細な仕様等の提案から決定までに協議・確認の機会を十分に設け、発注者の承認を得た上で制作に進むこと。
- (5) 本業務に係る情報・資料等を他に漏らすことなく、秘密を厳守すること。
- (6) 契約書や仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

7 成果品

受注者は、本業務完了後、遅滞なく、次の成果品を発注者に引き渡す。

- (1) 竣工図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2部
- (2) 機器・設備の鍵（予備鍵、鍵リスト及び平面図を含む。）・・・・・・・・1式
- (3) 機器・設備の取扱説明書・保証書・予備品・・・・・・・・・・1式
- (4) 工程表など業務関係書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・1式
- (5) 現場写真・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1式
- (6) 上記(1)～(5)のうちデジタルデータがあるもののデジタルデータ・・1式
- (7) その他、協議のうえ監督職員が指定するもの